

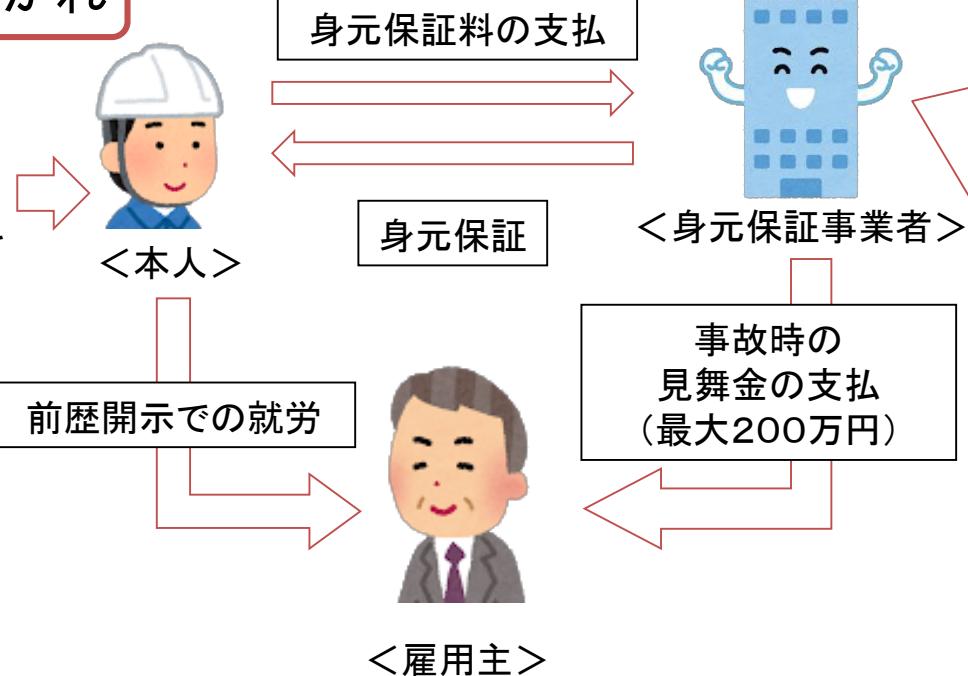
身元保証制度

概要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

身元保証のながれ

民間団体が就労援助費を助成
(国が2分の1の額を補助)



【見舞金の内容】

- ・業務上の損害
- ・犯罪被害
- ⇒ 1事故につき
上限100万円
- ・住宅関連費用
- ・携帯電話関連費用
- ・資格等取得費用
- ・私傷病医療費
- ・工具、作業服等の貸与等
- ⇒ 見舞金の上限50万円